

改正の趣旨

- 侵襲性髄膜炎菌感染症や麻しん等については、患者の接触者等に対する予防内服やワクチンにより感染の拡大防止を進める必要。このため、患者が発生する都度、感染症法に基づく迅速な積極的疫学調査の実施が必要。
- 都道府県において患者を迅速するため、医師に患者の氏名・住所等を直ちに届け出させることとする。
 - ※ なお、五類感染症の類型そのものは変更しない。

現行制度の概要

- 感染症法では、一類～四類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者等については、対象者の迅速な把握が必要なため、医師が診断時に、直ちに氏名、年齢、性別等を保健所に届け出ることを義務付けている。
- 一方、五類感染症は、国民に対する情報提供等によりまん延を防止することとされているため、原則個々人に対するまん延防止措置の対象外であるが、比較的発生数の少ない感染症の患者等については、その発生動向を確実に把握するため、医師に対して診断時から7日以内の患者の年齢・性別等の届出を義務付けている。